

愛知県環境影響評価審査会 田原風力発電部会 会議録

- 1 日時 2020年（令和2年）10月9日（金）午前10時から午前11時15分まで
- 2 場所 愛知県庁本庁舎 地下1階 第一会議室
- 3 議事
 - (1) (仮称) あつみ第二風力発電事業計画段階環境配慮書について
 - (2) その他
- 4 出席者
 - (1) 委員（オンライン出席）
夏原部会長、生田委員、伊藤委員、佐野委員、塚田委員、中野委員、西田委員、
葉山委員、吉永委員（以上9名）
 - (2) 事務局
環境局：
小野技監、加藤環境政策部長
環境局環境政策部環境活動推進課：
谷口課長、永井担当課長、戸田課長補佐、國立主査、岩川主査（以上7名）
 - (3) 事業者等
4名
- 5 傍聴人
1名

6 会議内容

- (1) 開会
- (2) 議事
 - ア (仮称) あつみ第二風力発電事業計画段階環境配慮書
 - ・ 資料2の一部に希少な動植物の位置情報が含まれていることから、夏原部会長が会議の非公開について委員に諮り、当該部分の審議に限り、会議を非公開とすることとした。
 - ・ 資料2、3及び4について、事務局から説明があった。

＜質疑応答＞

【塚田委員】資料2の二酸化炭素の排出削減効果について、風力発電所がどれだけ発電するかは計算で分かるが、自然エネルギーは安定していないため、火力発電の出力調節に苦勞していると聞いている。本当に知りたいのは、風力で発電することによって、実際に火力発電所から排出される二酸化炭素や使用する燃料をどれだけ削減できるのかを教えていただきたい。

【事業者】火力発電施設を待機状態にしておく必要があるため、火力の焚き減らし

効果は少ないのではないかという指摘と思うが、具体的な数値は持ち合わせておらず、お答えできない。資料2の削減効果で理解いただきたい。

【塚田委員】再生可能エネルギーが増えていることから、火力発電所における燃料消費の削減量は調べることができるのではないかと考えているが、もちろん、再生可能エネルギーの普及も大切だと考えているが、環境影響を評価する以上、生き物に対する影響とのトレードオフを知りたい。あまり効果が無いのであれば、風力発電所の設置のために自然破壊してはならないと考えるため、どれだけの効果があるのかということを目上限示していただくことを希望する。

【事業者】後日、改めて回答する。

【夏原部会長】塚田委員の意見は、回答によって部会報告の修正までを求めているということが良いか。

【塚田委員】回答によっては、事業計画の大幅な変更をしていただきたいと思っているが、部会報告(案)の冒頭に事業計画の見直しが記載されているため、その内容で足りると考える。

- ・ 傍聴人の退出後、会議を再開し、希少な動植物の位置情報に関する審議を行った。
- ・ 資料3について、事務局から説明があった。

【葉山委員】春と秋の渡りの状況は、今回の説明内容からそれなりに渡り鳥が通過していることがよく分かった。猛禽類だけでなく、シギ・チドリ類やその他の鳥類の渡りのルートになっているため、これら鳥類への対応を十分に取り上げていただきたい。

また、先日、事業実施想定区域を視察したときに、海岸にアカウミガメの死体があり、カラスの仲間やトビが多数集まっていた。海流の流れによって、漂着場所が海岸線のどこかに集中する可能性がある。ウミガメ等の生物の死体が漂着すると、カラスなどのスカベンジャー種を誘引する材料になる。こうした場所の付近に風力発電機が建設されるとバードストライクの問題に繋がる。南側の既設風力発電機において、1～2例のトビのバードストライクが発生していると聞いた。渡り鳥ではないが、多くの個体を集めてしまう要因があるならば、その対応を考える必要があるため、今後検討いただきたい。

【事務局】今後、鳥類の調査、予測及び評価を実施していくに当たり、専門家の意見を聴くよう、事業者を指導する。また、漂着物が集中して鳥類を誘引するような場所の有無に関しては、今後の調査の中で留意するよう、事業者を指導する。

- ・ 傍聴人の入室後、会議を再開した。
- ・ 資料5について、事務局から説明があった。

【中野委員】資料2の「重要な地形・地質」において、委員から砂浜に対する指摘・見解があった。また、部会報告（案）の3ページ5（2）では、「区域周辺にはハギクソウの群落等が確認されており、区域内にもハギクソウ等の重要な種が生育している可能性があることから」、「専門家等の指導・助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。」と記載がある。重要な地形・地質の意見については、部会報告（案）の5（2）に反映させているという理解で良いか。

【事務局】資料2においては、委員からの砂浜に対する影響について、配慮書に合わせて重要な地形・地質の項目で整理させていただいたが、意見の趣旨としては、この砂浜に貴重な砂丘植生が広がっているためと理解している。このため、部会報告（案）では植物に分類するのが良いと考え、資料3の5（2）に反映させている。

【中野委員】了解した。

【夏原部会長】今回、事業計画の見直しを求めている。例えば、事業者がA案、B案以外のC案に事業計画を見直した場合、次の方法書の手続に進むことができるか。

【事務局】法では、配慮書のやり直しについての規定はない。そのため、C案が出てきた場合、方法書の手続に進むことができる。

【夏原部会長】了解した。

【吉永委員】事業実施想定区域のエリアがどの程度変わった場合、新規の事業として最初から手続をやり直す必要があるか。

【事務局】明確な規定はない。事務局としては、事業実施区域が配慮書に記載している地域概況と異なるような地域であれば、配慮書からやり直すよう事業者を指導する。しかし、明確な規定はないため、この範囲外であっても、方法書の手続に進むことはあり得る。

【西田委員】本事業に関して、環境影響評価審査会における審査以外に、自然公園法に基づく許可の審議は行われているか。また、同様の事業について、自然公園法の許可を得ることができた事例の有無を教えてください。

【事務局】自然公園法に基づく許可の手続は、まだ行われていない。また、自然公園法の許可を得ることができた同様の事例はある。事業実

施想定区域の南側に設置されている5基の風力発電機の区域は、国定公園第二種特別地域である。

【西田委員】 了解した。

【夏原部会長】 事務局から説明のあった部会報告（案）について、特段、修正を要する意見はないため、この案のとおり部会報告としてよろしいか。
(委員から意見等なし)

【夏原部会長】 異議なしとされたので、このまま部会報告とする。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会